

令和6年度 第11回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日時

令和7年2月27日（木） 午後1時30分から午後2時45分まで

2 場所

Web会議形式

3 出席者

委員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、中井委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、
水田委員、安立委員、岡山委員、永村委員、本間委員
(13名)

事務局：環境生活部 庄山次長、市原環境対策監
環境政策課 二川課長、三田副課長、大島班長、鮫島副主幹、
丸山主査、小谷野副主査

傍聴人：7名

4 議題

- (1) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について (答申案審議)
- (2) (仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書について (答申案審議)
- (3) その他

5 結果概要

- (1) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について (答申案審議)
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた結果、原案どおりの答申となった。
- (2) (仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書について (答申案審議)
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた結果、一部修正の上、答申となった。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(論点整理)
- 資料 1 - 3 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(答申案)
- 参考 1 - 1 市町長意見の提出状況((仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書)
- 参考 1 - 2 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者側の見解
- 資料 2 - 1 (仮称)銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 (仮称)銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(論点整理)【新旧対照表】
- 資料 2 - 3 (仮称)銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)
- 参考 2 - 1 市長意見の提出状況((仮称)銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書)
- 参考 2 - 2 (仮称)銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

○事務局より資料１－１、１－２及び１－３について説明。

（委員）

資料１－３、答申案１ページの植物について、「事業区域内に生育する相当数の株等が影響を受ける」とあるが、「等」は必要か。

（事務局）

調査結果の中で、ナガシタバヨウジョウゴケについては、株という表現ではなく、地点という表現をしているため、「等」と表現した。

（委員）

この表現に関して、追加意見があればお願いしたい。

（委員）

「株等」で良いと思う。

（委員）

建設から解体まで環境影響評価手続に含めるという考え方もあるが、本焼却施設は、既存施設と同じ場所に建設するものではないので、既存施設の解体に関することは図書に記載されていない。

そのため、既存の焼却施設の解体に伴い発生する廃棄物の処理については、審議されないことになるが、適切に処理していただきたいと考える。

(委員)

必ずしも建設から解体・廃棄までを一つの事業とするわけではなく、環境影響評価法の解説では、総合的に判断するものとされている。

そのため、同一目的の工事の場合は、総合的に判断して、それぞれの工事を一体の事業として見なすという判断がされていると思う。ただし、同一目的の工事となるかの判断については、ケースバイケースであり、主管行政の判断となるのではないかと。

(事務局)

御意見のとおり、ケースバイケースになると考える。

方法書手続の段階で議論が行われた結果、事業者の判断で、既存施設の解体についても本事業の対象とするということもあったかもしれない。一方で、準備書手続の段階で、本件について議論することは難しい。

(委員)

既存施設を解体しないと新施設が建設できない事業の場合には、既存施設の解体も合わせる考え方になると思う。本事業は、既存施設を解体しなければならない事業ではないので、方法書手続の段階で議論とならなかったが、今後、一体と思われるとき工事があったときの事業の考え方について確認したい。

(事務局)

既存工場の解体は影響が大きい場合が多いので、複合的な影響がある場合には、併せて環境影響評価手続が実施される必要があると考える。

(委員)

今回の施設については、山武市が入っていないが、既存施設の解体のときには山武市を含めて、解体処分を行うという理解でよろしいかと。

(事務局)

詳細については把握していない。

(委員)

特段修正がないと思うので、原案のと通りの答申としたいが良いか。

それでは、過半数を超える委員の賛成があったので、原案ど通りの答申とする。

議題（２）（仮称）銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）

○事務局より資料２－１、２－２及び２－３について説明。

（委員）

資料２－３、答申案３ページの生態系について、シイ・カシ二次林が自然度の高い植物群落であることが、この文章からでは伺えない。そのため、「事業区域及びその周辺には、自然度の高い植物群落であるシイ・カシ二次林が広く分布している。工事の実施により樹林を伐採する場合には、これに留意するとともに、環境影響評価項目に選定すること。」と修文してはいかがか。

（委員）

シイ・カシ二次林だけでは、この植物群落の意味や役割がはっきりしない。自然度が高く重要なものであるならば、伐採の際には留意する必要があるという文章は、正しい表現であると思う。

（事務局）

そのような形で修正させていただく。

（委員）

前回の委員会で一般鳥類という言葉に違和感があると意見したが、調べてみると希少猛禽類に対する表現として、一般鳥類という言葉がアセスでは使われており、不適切な表現ではないことがわかった。一方、今回、一般鳥類を別の表現に言い換えてもらったことによって、より明確に文意が伝わるようになったと思う。

（委員）

一般鳥類はアセス特有の言葉だが、鳥類研究者の中ではあまり使用しないものか。

(委員)

あまり聞かない言葉である。あくまで、希少猛禽類が調査の対象であり、それに対する一般の鳥類という意味で使われている表現であると思う。

(委員)

アセスの対象を正しく把握する上では、一般鳥類よりも、今の表現の方がよりクリアになるという理解でよろしいか。

(委員)

そのとおり。今回の言い換えの文章を読んでそのように感じた。

(委員)

それでは、意見が出尽くしたようなので、改めて修正箇所について確認したい。

(事務局)

答申案の2(6)生態系について、若干表現を修正する。「自然度が高い」との意見があったが、答申前文では「植生自然度が比較的高い」という表現を使っているため、それに合わせた形で「植生自然度が比較的高いシイ・カシ二次林の植物群落が広く分布している。工事の実施により、樹林を伐採する場合には、これに留意するとともに、環境影響評価項目に選定すること。」と修正した。

(委員)

「比較的」という表現をつけるかどうかについて、定義があればそれに従うべきかと思うが、そうでなければ、考え方を整理する必要がある。「比較的」をつけることによって、そんなに高いわけではないということを示唆しているように感じた。

(事務局)

方法書を確認したが、「比較的」という言葉は使われていないため、御意見のとおり、この表現は不要であると思われる。答申前文にも「比較的高い」と入れているため、どちらも消す形にさせていただきたいと思う。

(委員)

こういった文言はこれからも出てくると思われるが、今後についても「比較的」は使わずに「高い」で統一する形でよろしいか。

(事務局)

ケースバイケースになると思う。何か比較するものがあるときは「比較的」という表現を使う方が良い場合もあるかもしれないが、今回のような場合には「比較的」という言葉は使わない方が良いと考える。今後、比較的という言葉の使い方には注意したい。

(委員)

以上、修正の上、答申としたいと思うが、よろしいか。

それでは、過半数を超える委員の賛成があったので、これをもって答申としたい。